

## 5 退職手当金の受取と事務処理

### (1) 給付時期

県共済会退職手当金は毎月 10 日、21 日、月末の 3 回の給付となります。ただし土・日・祭日・年末・年始に給付日となる場合は、日にちをずらして給付します。

なお、3 年未満での退職の場合は、退職手当金の給付はありませんが、職員退職届兼退職手当金請求書(様式第 4 号)の提出は必要です。

例： 5 日までに受理した請求書分→月末給付

15 日までに受理した請求書分→翌月 10 日給付

25 日までに受理した請求書分→翌月 21 日給付

### (2) 給付時発行書類(給付予定日前に法人へ郵送します)

①退職手当金の支払と合計処理について(通知): 法人用

②退職手当金給付請求内訳一覧表: 法人+施設ごと発行

③退職所得の源泉徴収票(3枚綴): ア 受給者交付用=退職者用

イ 税務署提出用=法人・施設用

ウ 市区町村提出用=法人・施設用

アは退職者本人に渡してください。

イ、ウは受給者が法人役員の場合のみ税務署、市区町村へ提出してください。

法人役員以外の退職者分は、法人・施設で保管してください。(1枚は「退職所得の受給に関する申告書」に添付し保管)

平成 28 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 平成 28 年 1 月 1 日の住所 氏名 (役職名)							
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	市町村民税	道府県民税	特別徴収税額	道府県民税
所得税法第 201 条第 1 項第 1 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分	66000						
所得税法第 201 条第 1 項第 2 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 2 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 2 号適用分							
所得税法第 201 条第 3 項並びに地方 税法第 50 条の 6 第 2 項及び第 328 条 の 6 第 2 項適用分							
退職所得控除額	240						
勤続年数	6						
就職年月日	平成 23 年 04 月 01 日						
退職年月日	平成 28 年 01 月 30 日						
支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	法人住所 法人名 (電話)						

ア(受給者交付用)

平成 28 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 平成 28 年 1 月 1 日の住所 氏名 (役職名)							
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	市町村民税	道府県民税	特別徴収税額	道府県民税
所得税法第 201 条第 1 項第 1 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分	66000						
所得税法第 201 条第 1 項第 2 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 2 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 2 号適用分							
所得税法第 201 条第 3 項並びに地方 税法第 50 条の 6 第 2 項及び第 328 条 の 6 第 2 項適用分							
退職所得控除額	240						
勤続年数	6						
就職年月日	平成 23 年 04 月 01 日						
退職年月日	平成 28 年 01 月 30 日						
支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	法人住所 法人名 (電話)						

イ(税務署提出用)

平成 28 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 平成 28 年 1 月 1 日の住所 氏名 (役職名)							
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	市町村民税	道府県民税	特別徴収税額	道府県民税
所得税法第 201 条第 1 項第 1 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分	66000						
所得税法第 201 条第 1 項第 2 号並びに 地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 2 号及び 第 328 条の 6 第 1 項第 2 号適用分							
所得税法第 201 条第 3 項並びに地方 税法第 50 条の 6 第 2 項及び第 328 条 の 6 第 2 項適用分							
退職所得控除額	240						
勤続年数	6						
就職年月日	平成 23 年 04 月 01 日						
退職年月日	平成 28 年 01 月 30 日						
支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	法人住所 法人名 (電話)						

ウ(市区町村提出用)

(3) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表は下記に示す用紙です。

F E O 1 0 3

平成  年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表  
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受取印	平成 年 月 日提出 税務署長 印	事業種目	整理番号	
住所又は 所在地 (フリガナ)	電話 ( - )	調書の提出区分 新規-1 追加-2 訂正-3 追加-4 (フリガナ)	提出媒体 1 給与 2 退職 3 贈与 4 使用 5 譲受 6 控除	署番号 <input type="text"/>
氏名又は 個人番号 又は 法人番号 (フリガナ)	作成担当者	作成税理士 署名押印	税理士番号	提出印
代表者 氏名印	電話 ( - )	印		

提出用  
平成28年1月1日以後提出用  
○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14、FD11、MO11、CD11、DVD11、DVD18、書面11、30、その他99)

**1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)**

区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
①												
②												
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
⑨												
⑩												
⑪												
⑫												
⑬												
⑭												
⑮												
⑯												
⑰												
⑱												
⑲												
⑳												
㉑												
㉒												
㉓												
㉔												
㉕												
㉖												
㉗												
㉘												
㉙												
㉚												
㉛												
㉜												
㉝												
㉞												
㉟												
㊱												
㊲												
㊳												
㊴												
㊵												
㊶												
㊷												
㊸												
㊹												
㊺												
㊻												
㊼												
㊽												
㊾												
㊿												

**2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)**

区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
A												
B												
①のうち、源泉徴収票を提出するもの												

拡大図

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)												
区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
A												
退職手当等の総額												
B												
①のうち、源泉徴収票を提出するもの												

区分A「退職手当等の総額」  
 退職所得の源泉徴収票合計表の欄には、退職手当金や一時恩給等の支払いを受けた全ての受給者の人員、支払金額及び源泉徴収税額の総額を記入してください。

区分B「Aのうち、源泉徴収票を提出するもの」  
 源泉徴収票を提出するものは、基本的には法人の役員が退職金を受給したケースです。一般従業員の分は提出する必要はありません。

また、死亡退職により退職手当金を支払った場合も、相続税で規定されている支払調書で提出しますので、提出する必要はありません。

#### (4) 機構への提出書類のとりまとめ

機構加入職員が退職し、機構約款様式の「退職手当金請求書・被共済職員退職届」を提出する場合は、事前に県共済会が内容を確認しますので、県共済会に提出してください。

なお、その退職者が県共済会に加入している場合は、「退職手当金に関する源泉徴収票」を機構約款様式に添付して機構に送付します。



退職者が機構、県共済会とも加入している場合は、両方の退職届を同時に県共済会に提出してください。



機構様式「退職手当請求書・被共済職員退職届」以外の機構様式は法人から直接、機構に提出してください。ただし、機構約款様式で県共済会への届出書として代替できる場合、コピーのみ県共済会へ提出してください。(代替様式については、P 9 参照)